

# 大学等の研究機関における 適正な動物実験の実施について

文部科学省研究振興局ライフサイエンス課



文部科学省

MEXT

MINISTRY OF EDUCATION,  
CULTURE, SPORTS,

SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

## CONTENTS

- ◆ 基本指針策定の経緯
- ◆ 基本指針の概要
- ◆ 基本指針における外部検証
- ◆ 基本指針の遵守状況の調査

# 基本指針策定の経緯

# 基本指針策定の経緯

- 動物を科学上の利用に供することは、生命科学の進展、医療技術等の開発等のために不可欠なものであり、動物実験により過去多くの研究成果が創出されてきた。
- 動物実験について、科学的な観点に加えて動物の福祉の観点が、古くから考慮されてきた。

- 1980年（昭和55年）：日本学術会議が「動物実験ガイドライン」の策定を政府に勧告
- 1985年（昭和60年）：国際医科学連合（CIOMS）が3 R ※を11か条に具体化した国際原則を公表

※3R 1959年にイギリスの科学者が提唱

## 苦痛の軽減 Refinement

科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならない。

## 使用数の削減 Reduction

科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくする。

## 代替法の利用 Replacement

科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用する。

# 基本指針策定の経緯

- 1987年（昭和62年）：文部省学術国際局長通知  
「大学等における動物実験について」
  - ・動物実験を行う研究機関について、適切な実験指針を整備することが重要
  - ・各研究機関において動物実験の指針の整備すること、動物実験委員会を設置すること等について記載
- 2004年（平成16年）：日本学術会議「動物実験に対する社会的理解を促進するために（提言）」
  - ・大学の規定に基づく取り組みのため、外部から認識されにくい。そのため、統一的なガイドライン作成、外部検証システムの構築について提言
- 2005年（平成17年）：「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年法律第105号）改正
  - ・3Rが国際的に普及・定着している実態を踏まえ、既に規定のあった「苦痛の軽減」に加え、「使用数の削減」及び「代替法の利用」が追加

※3R 苦痛の軽減 Refinement  
科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならない。

使用数の削減 Reduction  
科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくする。

代替法の利用 Replacement  
科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用する。

# 動物の愛護及び管理に関する法律第41条について

## ○ 動物の愛護及び管理に関する法律

(昭和四十八年十月一日法律第百五号) 抄

平成十七年六月二十二日改正時に一部追加

代替法の利用  
使用数の削減 } 配慮

苦痛の軽減 義務

(動物を科学上の利用に供する場合の方法、事後措置等)

**第四十一条** 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する場合には、科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により動物を適切に利用することに配慮するものとする。

- 2 動物を科学上の利用に供する場合には、その利用に必要な限度において、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。
- 3 動物が科学上の利用に供された後において回復の見込みのない状態に陥っている場合には、その科学上の利用に供した者は、直ちに、できる限り苦痛を与えない方法によつてその動物を処分しなければならない。
- 4 環境大臣は、関係行政機関の長と協議して、第二項の方法及び前項の措置に関しよるべき基準を定めることができる。

「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準」 (平成18年環境省告示)

# 基本指針策定の経緯

- 「動物の愛護及び管理に関する法律」改正等も踏まえ、動物実験等を適正に実施する観点から、文科省において基本指針を策定。

2006年（平成18年）：「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」

（平成18年文部科学省告示第71号）

- 基本指針は大学、大学共同利用機関法人、独法、高専宛に示した。本指針に基づき大学等は機関管理に取り組んでいる。
- 厚生労働省、農林水産省も基本指針を策定
- 日本学術会議が、「動物実験の適正な実施に向けたガイドライン」を作成

# 実験動物の取扱いに関する各国の制度

平成29年8月29日現在

環境省 自然環境局 総務課 動物愛護管理室

制度	イギリス	フランス	ドイツ	アメリカ	カナダ	日本
法令・所管等	動物（科学的処置）法 内務省  (EU指令)	法令2013-118 農務省、高度教育研究省  (EU指令)	動物保護法 内務省、自治体  (EU指令)	動物福祉法 農務省  健康科学拡大法 保健福祉省	動物実験州法 オンタリオ州	動物愛護管理法 環境省
行政基準・指針等	飼育管理実務規範 内務省	実験計画の倫理審査と承認令 農務省	実験動物の保護令 内務省、自治体	米国政府の原則 全関係省庁  実験動物の人道的管理と使用に関する規範(政策) 保健福祉省公衆衛生局		実験動物飼養保管等基準 環境省  動物実験基本指針 文科省、厚労省、農水省
科学者による指針	ユーロガイド (ETS123)	ユーロガイド (ETS123)	ユーロガイド (ETS123)	ILAR指針	CCACガイド ライン	日本学術会議動物実験 ガイドライン
施設	内務大臣認定	農務大臣認定	自治体獣医局認定	生産施設免許（除マウス、ラット、鳥類）  実験施設登録（除マウス、ラット、鳥類） 農務大臣所掌	CCAC認定	特定動物を飼育・保管する場合は許可必須（自治体の長）
実験者	内務大臣免許	農務大臣免許	自治体免許	教育訓練必須	CCAC認定	教育訓練
実験計画	内務省長官承認	機関承認（最終判断は教育研究省）	自治体承認	機関承認	機関承認	機関承認
検証	内務省査察	自治体査察	自治体査察	農務省査察（除マウス、ラット、鳥類） 委員会査察と外部検証	委員会査察と外部検証	点検結果の外部検証



# 平成24年の動物の愛護及び管理に関する法律の改正について

- 平成24年9月5日付けで動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第79号）が制定された。
- 動物実験に関連する項目（第41条動物を科学上の利用に供する場合の方法、事後措置等）については、変更は加えられなかったが、附帯決議と附則には下記の文言が盛り込まれた。

## 衆参両院附帯決議

（動物の愛護及び管理の推進に関する件）

七. 実験動物の取扱いに係る法制度の検討に際しては、関係者による自主管理の取組及び関係府省による実態把握の取組を踏まえつつ、国際的な規制の動向や科学的知見に関する情報の収集に努めること。  
また、関係府省との連携を図りつつ、3R（代替法の選択、使用数の削減、苦痛の軽減）の実効性の強化等により、実験動物の福祉の実現に努めること。

## 附則

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。…

第一五条 政府は、この法律の施行後五年後を目途として、新法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

# 令和元年の動物の愛護及び管理に関する法律の改正について

- 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律が成立した。  
(令和元年6月19日公布、施行は交付から1年以内とされている。)
- 本年度の改正においても、動物実験に関連する項目（第41条動物を科学上の利用に供する場合の方法、事後措置等）については、変更は加えられなかったが、附則には下記の文言が盛り込まれた。

## 附則

第八条 国は、動物を取り扱う学校、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する動物を取り扱う者等による動物の飼養又は保管の状況を勘案し、これらの者を動物取扱業者～に追加することその他これらの者による適正な動物の飼養又は保管のための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第九条 3 国は、動物が科学上の利用に供される場合における動物を供する方法に代わり得るものを利用すること、その利用に供される動物の数を少なくすること等による動物の適切な利用の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

第十一条 前3条に定めるもののほか、政府は、この法律の施行後五年後を目途として、この法律による改正後の動物の愛護及び管理に関する法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

# 「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」の改正について

- 「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律」の施行（令和2年6月1日）に向けて、「動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針」が改正され、令和2年4月30日付けで告示された。
- 下記の文言が盛り込まれた。（「イ」は改正動愛法の附則に対応する内容）

## （6）実験動物の適正な取扱いの推進

### ② 講ずべき施策

- ア 関係省庁、団体等と連携しながら、実験動物を取り扱う関係機関及び関係者に対し、「3Rの原則」、実験動物の飼養保管等基準の周知の推進や遵守の徹底を進めるとともに、当該基準の遵守状況について、定期的な実態把握を行い、適切な方法により公表すること。
- イ 令和元年改正法の附則において、実験動物を取り扱う者等による実験動物の飼養保管状況を勘案し、これらの者を動物取扱業者に追加することその他これらの者による適正な動物の飼養保管のための施策の在り方について検討を加えること、また代替法の活用、使用数の削減等による動物の適正な利用の在り方について検討を加えることが規定されたことから、関係省庁と連携し、**現行の機関管理体制（自主管理体制）の仕組みについてレビューを行い、その結果を踏まえて、必要な検討を行うこと。**

# 基本指針の概要

# 基本指針の位置付け

## 環境省

### 動物の愛護及び管理に関する法律

動物の愛護及び管理に関する  
施策を総合的に推進するための  
基本的な指針

平成18年環境省告示

最終改正 令和2年環境省告示

実験動物の飼養及び保管  
並びに苦痛の軽減に関する基準

平成18年環境省告示

最終改正 平成25年環境省告示

動物の殺処分方法に関する指針

平成7年総理府告示

改正 平成12年環境省告示

最終改正 平成19年環境省告示

### 動物実験等の実施に関する基本指針

文部科学省

研究機関等における動物実験等の  
実施に関する基本指針

(平成18年告示)

厚生労働省

基本指針

農林水産省

基本指針

機関内規定のモデルとなるガイドライン  
(基本指針の内容を具体化)

動物実験の適正な実施に向けたガイドライン  
(平成18年、日本学術会議)

外部検証(指針に適合するかを検証)

動物実験に関する外部検証事業  
日本実験動物学会

# 基本指針の概要（全体像）

## 定義

動物実験等 動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供すること  
実験動物 動物実験等のため、研究機関等における施設で飼養し、又は保管している哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物

## 研究機関等の長の責務と配慮事項

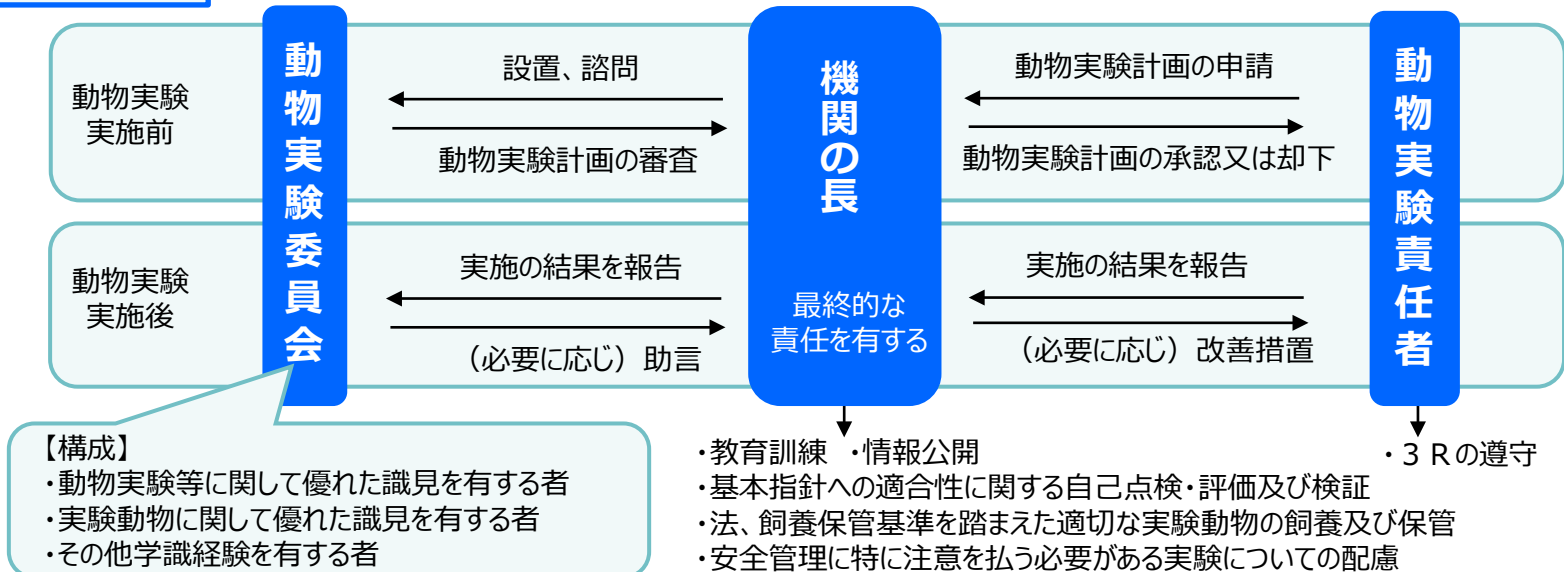
基本指針では、機関の長の責任により、**各機関において機関管理体制を構築**することを求めている。

- 機関内規程※の策定（第2-2）
- 動物実験計画の承認（第2-3）
- 動物実験計画の実施の結果の把握（第2-4）
- 動物実験委員会の設置（第3）
- 安全管理に特に注意を払う必要がある実験についての配慮（第4-2）
- 法、飼養保管基準を踏まえた適切な実験動物の飼養及び保管（第5）
- 教育訓練等の実施（第6-1）
- 基本指針への適合性に関する自己点検・評価及び検証（第6-2）
- 情報公開（第6-3）

※ 動物実験施設の整備及び管理の方法並びに動物実験等の具体的な実施方法を定めた規程

・研究機関等以外のものによる検証（外部検証）を実施  
・外部検証結果も含めた情報を公表

## 機関管理体制



# 基本指針の概要（定義）

## 【動物実験等】

動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供すること

○小規模な実施や、教育（学生実習等）も対象となることに注意。



例えば、産業動物の身体の構造や機能を理解するために動物個体を教育に用いる場合も該当する。飼養保管基準の適用範囲との差異に留意すること。

## 【実験動物】

動物実験等のため、研究機関等における施設で飼養し、又は保管している哺乳類、鳥類及び爬虫類に属する動物

# 研究機関等の長の責務①

※「研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針」より抜粋

## 機関内規程の策定

研究機関等の長は、法、飼養保管基準、基本指針その他の動物実験等に関する法令（告示を含む。）の規定を踏まえ、動物実験施設の整備及び管理の方法並びに動物実験等の具体的な実施方法等を定めた規程を策定すること。

## 動物実験計画の承認

研究機関等の長は、動物実験等の開始前に動物実験責任者に動物実験計画を申請させ、その動物実験計画について動物実験委員会の審査を経てその申請を承認し、又は却下すること。

## 動物実験計画の実施の結果の把握

研究機関等の長は、動物実験等の終了の後、動物実験計画の実施の結果について報告を受け、必要に応じ適正な動物実験等の実施のための改善措置を講ずること。



# 研究機関等の長の責務②

## 動物実験委員会の設置

研究機関等の長は、**動物実験委員会を設置**すること。

- 動物実験委員会は、**研究機関等の長の諮問**を受け、機関内規程等に基づき、それぞれの動物実験計画について、科学的合理性の確保の観点から基本指針や機関内規程等に適合しているかどうかについて**審査**し、その結果を**研究機関等の長に報告**。
- 動物実験委員会は、動物実験計画の実施の結果について、研究機関等の長より報告を受け、必要に応じ助言を行う。

## 動物実験委員会の構成

動物実験委員会は、**研究機関等の長が次に掲げる者から任命した委員**により構成することとし、その役割を十分に果たすのに適切なものとなるよう配慮すること。

- ① **動物実験**等に関して優れた識見を有する者
- ② **実験動物**に関して優れた識見を有する者
- ③ その他学識経験を有する者

○委員は、学外も含め、各研究機関の研究の特性に応じて、適切な者を選任すること。

# 研究機関等の長の責務④

## 安全管理に特に注意を払う必要がある動物実験等

研究機関等の長は、安全管理に特に注意を払う必要がある動物実験等を実施する際には、次に掲げる事項に配慮すること。

- ①物理的、化学的な材料若しくは病原体を取り扱う動物実験等又は人の安全若しくは健康若しくは周辺環境に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際には、研究機関等における施設及び設備の状況を踏まえつつ、動物実験実施者の安全の確保及び健康保持について特に注意を払うこと。
- ②飼育環境の汚染により実験動物が傷害を受けることのないよう施設及び設備を保持するとともに、必要に応じ、検疫を実施するなどして、実験動物の健康保持に配慮すること。
- ③遺伝子組換え動物を用いる動物実験等、生態系に影響を及ぼす可能性のある動物実験等を実施する際には、研究機関等における施設及び設備の状況を踏まえつつ、遺伝子組換え動物の逸走防止等に関して特に注意を払うこと。

## 実験動物の飼養及び保管

動物実験等を実施する際の実験動物の飼養及び保管は、**法及び飼養保管基準を踏まえ**、科学的観点及び動物の愛護の観点から適切に実施すること。

## 教育訓練等の実施

研究機関等の長は、動物実験実施者及び実験動物の飼養又は保管に従事する者（以下「動物実験実施者等」という。）に対し、動物実験等の実施並びに実験動物の飼養及び保管を適切に実施するために必要な基礎知識の修得を目的とした教育訓練の実施その他動物実験実施者等の資質向上を図るために必要な措置を講じること。

- 教育訓練等の内容については、研究内容、施設及び設備の状況、動物の種類等によって異なることから、基本指針においては、研究機関等が実施する教育訓練等の基本的考え方を明記し、具体的内容については、機関内規程で対応すること。
- できるだけ定期的に実施することが望ましい。

# 研究機関等の長の責務⑥

## 基本指針への適合性に関する自己点検・評価及び検証

研究機関等の長は、動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、定期的に、研究機関等における動物実験等の基本指針への適合性に関し、自ら点検及び評価を実施するとともに、当該点検及び評価の結果について、当該研究機関等以外の者による検証を実施することに努めること。

＝外部検証



「当該研究機関等以外の者による検証」については、日本実験動物学会が行う「動物実験に関する外部検証事業」※の活用が有用である。

※日本実験動物学会「動物実験に関する外部検証事業」HP (<https://www.m-kenshou.org/>)

## 情報公開

研究機関等の長は、研究機関等における動物実験等に関する情報(例：機関内規程、動物実験等に関する点検及び評価、当該研究機関等以外の者による検証の結果、実験動物の飼養及び保管の状況等)を、毎年1回程度、インターネットの利用、年報の配付その他の適切な方法により公表すること。

- 動物実験等の必要性について社会の理解を得、また、透明性を確保しつつ動物実験等を行うためには、適切に情報を公開していくことが重要。公開は可能な限りインターネットを利用すること。



国立大学法人動物実験施設協議会や公私立大学実験動物施設協議会にて、飼養保管の状況等として公開すべき具体的項目を設定※している。

※国立大学法人動物実験施設協議会HP「情報公開に関する取組み」

([https://www.kokudoukyou.org/index.php?page=kankoku\\_koukai](https://www.kokudoukyou.org/index.php?page=kankoku_koukai))

# 機関管理と外部検証

## 機関管理体制

動物実験  
実施前

動物実験委員会

設置、諮問  
動物実験計画の審査

機関の長

動物実験計画の申請  
動物実験計画の承認又は却下

動物実験責任者

動物実験  
実施後

実施の結果を報告  
(必要に応じ)助言

最終的な  
責任を  
有する

実施の結果を報告  
(必要に応じ)改善措置

- ・教育訓練
  - ・**情報公開**
  - ・法、基準を踏まえた適切な実験動物の飼養及び保管
  - ・安全管理に特に注意を払う必要がある実験への配慮
- ・3Rの遵守

自己点検・評価

改善

外部検証

# 基本指針における外部検証



# 外部検証の意義

## 機関管理の客観性と透明性の担保

研究機関等が基本指針への適合性に関し、自ら実施している点検及び評価の結果について、当該研究機関等以外の者が検証することにより、**機関管理の客観性と透明性を確保**する。

## 社会の理解

当該研究機関等以外の者による検証を行い、動物実験等の実施に関する客観性と透明性を確保することにより、動物実験等の実施について**社会の理解**を求める。

## 必要な科学研究を実施出来る環境の醸成

研究機関等における動物実験等が、科学的観点と動物愛護の観点から、適正に実施されていることを社会に示すことにより、**必要な科学研究を実施出来る環境の醸成**に資する。

# 外部検証のための取り組みについて

外部検証は、研究機関等の長の責任において実施するものであり、各機関が自ら外部検証組織を立ち上げ、検証を実施する方法があるが、各機関が全てを行う必要があり負担が大きい。

動物実験等の実施に関する透明性を確保するため、日本学術会議は検証システムの構築を提言し、これを踏まえ、国立大学法人動物実験施設協議会及び公私立大学実験動物施設協議会において、外部検証に関するプログラムを構築し、平成21年度～平成28年度まで実施。

また、動物実験を行う全ての大学・研究機関等が外部検証を受けられるよう、外部検証を行う専門員の育成（ナショナルバイオリソースプロジェクト「外部検証促進のための人材育成」事業）を開始（平成28年度～）。

平成29年度からは、更に第三者性を高めるために、日本実験動物学会が、上記のプログラムを継承し、「動物実験に関する外部検証事業」を開始。

専門人材の育成、大学等への説明会等

## ナショナルバイオリソースプロジェクト（NBRP）について

- ✓ 我が国のライフサイエンス研究の発展のため、実験用の動物・植物・微生物や細胞・遺伝子材料等（バイオリソース）について、収集・保存・提供等を行う国家プロジェクト。
- ✓ NBRPにおいて多くの動物リソースを提供していることを踏まえ、大学や研究機関等における動物実験の適正な実施に資するため、外部検証促進のための人材育成等を実施。
- ✓ 人材育成事業は令和3～8年度で日本実験動物学会が採択。

## 人材育成事業の内容

- ✓ 外部検証を行う専門家の育成を目的とした講習会を開催。
- ✓ 動物実験を実施している各研究機関を対象とした外部検証の意義と必要性についての説明会及び個別相談会を開催。
- ✓ 適正な動物実験に関する説明会・講習会を実施。

## 活動成果（最新の報告より）

- ✓ 外部検証専門員を累計80名以上育成し、検証現場への随行形式の教育／再教育を実施した。
- ✓ 文部科学省の後援を受けて検証の事前説明を、平成29年度から通算して延べ1,083機関2,202名に対して実施し、延べ175機関に対して説明会後の個別相談にも応じている。
- ✓ 動物実験の啓発ポスターを制作して関係各所に配布し、日本実験動物学会のホームページ上で公開した。
- ✓ 機関管理の基本的な考え方を学ぶ、約30分の教育動画「動物実験は機関管理されています」を日本語、英語、中国語で作成し、公開配布した。
- ✓ 外部検証受検を促進するため、出張型個別相談制度を立上げ、個別相談を実施した。



# 基本指針の遵守状況の調査

# 令和4年度 基本指針の遵守状況調査の結果①

## 調査概要：

大学等の研究機関等に対して基本指針の遵守状況を確認するため調査を実施。

・調査実施期間：令和4年7月26日～令和4年9月16日

・調査対象機関数：1,204機関

・調査対象時点：令和4年4月1日時点

・動物実験の実施機関数：396機関

（調査対象機関全体の約3割が実施 内、約9割が国公立大学）

①機関内規定を策定しているか → 396機関（全ての機関）で実施

②動物実験委員会を設置しているか → 396機関（全ての機関）で実施

③動物実験計画を動物実験委員会の審査を経て承認又は却下しているか

→ 396機関（全ての機関）で実施

令和3年度	審査件数（承認件数）	29,113件（28,677件）
-------	------------	------------------

令和2年度	審査件数（承認件数）	28,177件（27,640件）
-------	------------	------------------

④動物実験計画の実施結果を把握し、必要に応じて改善措置をとっているか

→ 396機関（全ての機関）で結果を把握し、うち74機関において改善措置を実施

⑤安全管理に特に注意を払う必要がある実験について配慮をしているか

→ 295機関において実施（101機関は当該実験を実施していない）

# 令和4年度 基本指針の遵守状況調査の結果②

⑥教育訓練等を実施しているか

→ 396機関（全ての機関）で実施（うち385機関は参加者を把握）

⑦基本指針の適合性に関する自己点検・評価を実施しているか

→ 396機関（全ての機関）で実施

⑧情報公開をしているか

→ 396機関（全ての機関）で実施（うち393機関はWeb公開）

⑨緊急時に対応するための計画を作成しているか

→ 357機関において実施（39機関は未実施）

⑩外部検証を実施しているか

→ 232機関で実施

①日本実験動物学会の外部検証を受検・・・・・・・・・・・・・・・・137機関

②国動協もしくは公私動協による相互検証プログラムを受検・・・70機関

③近隣の研究機関による相互検証・・・・・・・・・・・・・・・・7機関

④その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18機関

（国動協・公私動協の相互チェック／動物実験管理の外部専門家等）

164機関は未実施

うち71機関は準備がほぼできているので、数年のうちに受検予定

# 令和4年度 基本指針の遵守状況調査の結果③

## 結果概要：

- 調査事項のうち「機関内規程の作成」など基本指針で「遵守事項」とされている項目については、動物実験等を実施している全ての研究機関において、体制整備が行われ、適切な運用が行われていることを確認した。
- 基本指針で「努める事項」としている「外部検証」の受検状況については、約6割の研究機関等において受検実績があった。約4割は未受検であったものの、そのうち約4割は数年のうちに受検する予定で準備を進めていることを確認した。
- また、研究機関等における動物実験計画の審査／承認の件数（合計値）から動物実験委員会における却下等の判断が少なからず行われていることが分かった。さらに、実験終了後の報告時の対応として、必要な場合には改善措置が取られていることや、情報公開においてほぼ全ての大学でWeb公開されていることを確認した。

文部科学省としては、定期的に大学等の研究機関における動物実験に関する実態を把握し、引き続き基本指針等の遵守徹底を図るとともに、適正な動物実験の実施に向けた取組を行っていく予定。

文部科学省ホームページ参照

[https://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/n2371\\_01.pdf](https://www.lifescience.mext.go.jp/files/pdf/n2371_01.pdf)